

議案第 5 1 号

大野市小学校再編支援事業補助金交付要綱案

令和 2 年 9 月 2 8 日 提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

小学校再編支援事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるため

大野市小学校再編支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年9月28日

大野市教育委員会

大野市小学校再編支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市立小学校の再編を円滑に進めるため、大野市小学校再編支援事業補助金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 小学校の統合を行う年度（以下「統合年度」という。）の前年度において、当該統合により廃止する小学校に在籍する児童をいう。
- (2) 学用品購入等支援事業 小学校の統合に伴い、買替えの必要が生じた児童の学用品の購入及び統合先の小学校における修学旅行への児童の参加に対し市が支援する事業をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に定めるとおりとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表2に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に、それぞれ別表2に定める補助率を乗じて

算出した額とし、予算の範囲内において交付する。ただし、補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請及び請求)

第6条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、学用品購入等支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助金額内訳書(教育委員会が別に定める。)

(2) 補助対象経費に係る領収書又は請求書の写し

(3) 預金通帳の写し(振込先が確認できる部分)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告の特例)

第7条 規則第10条の規定による実績報告については、前条に規定する申請書の提出をもって実績報告があったものとみなす。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、学用品購入等支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(補助金の交付回数)

第10条 補助金の交付は、別表2に定める1の細区分において児童1人につき1回限りとする。

(関係図書の保存)

第11条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類(これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録)を、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表 1（第 3 条 関係）

区分	事業の内容及び補助対象経費
学用品購入等支援事業	<p>(1) 学用品購入支援</p> <p>小学校の統合に伴い、買替えの必要が生じた統合先の小学校が指定する体操服等の学用品の購入に係る経費</p> <p>(2) 修学旅行参加支援</p> <p>小学校の統合に伴い、児童が統合先の小学校において、2 度目の修学旅行に参加するための経費のうち保護者が負担する経費</p>

別表 2（第 4 条、第 5 条 関係）

区分	細区分	補助対象者	補助率
学用品購入等支援事業	学用品購入支援	統合年度に 2 年生又は 6 年生になる児童の保護者	10 分の 10
		統合年度に 3 年生、4 年生又は 5 年生になる児童の保護者	2 分の 1
	修学旅行参加支援	統合先の小学校の修学旅行に参加する児童の保護者	10 分の 10

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大野市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号 ( )

学用品購入等支援事業補助金交付申請書兼請求書

学用品購入等支援事業補助金の交付を受けたいので、大野市小学校再編支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請及び請求します。

記

1 事業の内容 学用品購入等支援事業 ( ) 支援)

2 補助金交付申請額兼請求額 円

3 補助対象となる児童の氏名

4 補助金の振込先

金融機関名	( ) 支店	預金種類	普通・当座
口座番号	(フリガナ)		
	口座名義		

5 添付書類

- (1) 補助金額内訳書
- (2) 領収書又は請求書の写し
- (3) 預金通帳の写し（振込先が確認できる部分）
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

大野市指令 第 号

住所

氏名

学用品購入等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった学用品購入等支援事業補助金について、大野市小学校再編支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付を決定したので通知します。

年 月 日

大野市長 印

記

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け学用品購入等支援事業補助金交付申請書兼請求書（以下「申請書」という。）のとおりとする。
- 2 補助金の額は 円とする。
- 3 補助金は、申請書に記載の振込先に振り込む。
- 4 大野市小学校再編支援事業補助金交付要綱第9条等に該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- 5 交付した補助金については、その用途及び経理状況について市の監査を受けることがある。